

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施した場合における
熱中症対策の「真夏日」の読み替え

令和2年7月31日
福島県農林技術課

熱中症対策に関する現場管理補正試行要領について、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施に伴い熱中症を引き起こす可能性が高まること考慮し、試行要領における「真夏日」の定義を当面の間、下記のとおり読み替えて運用します。

記

1 読み替え内容

試行要領：日最高気温が30度以上の日

当面の運用：日最高気温が28度以上の日

2 対象工事

森林整備保全事業において新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を実施した工事
※対策実施について施工計画書に記載してあること。

（費用計上（設計変更）の有無は問わない。）

3 読み替え運用対象期間

令和2年7月31日以降、当面の間

※令和2年7月30日以前については、真夏日の算出は「30度以上の日」を集計する。